⑼　暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

2　参加資格

⑴　基本的要件

1）単体企業

a）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b）参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度の一般競争（指名競争）入札参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として平成27年１月30日までに申請し受理されていること。また、平成27年４月１日に上記と同一の競争参加資格の認定を得ていること。認定が得られない場合は競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、その者のした入札は無効とする。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

c）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

d）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

e）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2）設計共同体　上記1）単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年１月20日付け東北地方整備局長）に示すところにより、東北地方整備局長から鳥海ダム環境影響評価検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑵　本選定に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係のいずれかに該当する関係がないこと。

3　参加表明書の提出者に対する要件

1）同種又は類似業務等の実績　下記［1］から［3］のいずれかの実績（設計共同体の場合は、代表者について１件以上）を有すること。ただし、［1］及び［2］は国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成16年度以降公示日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した業務）とし、［3］は過去に実施した研究実績とする。

［1］　同種業務：ダム事業の環境影響評価における予測、評価、対策検討に関する業務のうち、準備書作成に係る業務

［2］　類似業務：ダム事業の環境影響評価における予測、評価、対策検討に関する業務のうち、同種業務以外の業務

［3］　研　　究：ダム事業における環境影響に関する研究実績

2）［1］もしくは［2］の実績として挙げた業務成績が65点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

3）説明書において示す、評価対象業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。

ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

4　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　参加表明者の経験及び能力

⑵　配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

⑶　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

5　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定の技術者の経験及び能力

⑵　業務の実施方針、実施フロー、工程表その他

⑶　評価テーマに関する技術提案

6　配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者に対する要件は、説明書による。

7　説明書等の入手に関する要件

参加表明書又は技術提案書を提出しようとする者は、それぞれの期限までに、本業務の説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（参加表明書提出時に掲載されている資料）について、参加表明書を提出しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていなければならない。なお、契約担当官等の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。資料をダウンロードしない者は提出された参加表明書又は技術提案書を無効とする場合がある。

8　手続等

⑴　担当部局　〒015―0074 秋田県由利本荘市桜小路32－１　国土交通省東北地方整備局鳥海ダム調査事務所総務課専門職　電話0184―23―5120　ＦＡＸ0184―23―5451

⑵　説明書等の交付期間、場所及び方法

①　電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から技術提案書提出期限の日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

②　やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない本選定の参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）より電子データを交付するので、8⑴にその旨連絡すること。

⑶　参加表明書の提出期限等

提出期限：平成27年１月30日16時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下「持参等」という。）により上記8⑴に提出するものとする。

⑷　技術提案書の提出期限等

提出期限：平成27年３月23日16時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参等により8⑴に提出するものとする。

9　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除。

⑶　契約書作成の要否　要。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　8⑴に同じ。

⑹　詳細は説明書による。

10　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Chokaidam environmental impact assessment consideration business

⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 30 January 2015

⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 23 March 2015

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : ChokaiDam Survey Office, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 32―1 Sakurakouji, Yurihonjo-shi, Akita-ken 015―0074 Japan TEL : 0184―23―5120 FAX : 0184―23―5451